



ハクシオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



コラム

紙齢 45000 号

P1

紙齢とは発行以来の通し番号のことで、神戸新聞は先月 6 月 21 日に 45000 号を刻みました。

創刊は 1898 年（明治 31 年）。以来止まることなく新聞を毎日発行しているが、歩みが止まりかけたことが 3 度あり、そのうちの 하나가 1995 年の阪神・淡路大震災。翌日には京都新聞社の協力を得て発行されたようです。45000 号の記事には「新聞は情報量や速さではネットや AI にはかなわないけれど、地域に根ざし、情報の大海で迷った時に現在地を知らせ、行く先を照らす灯台のような存在でありたい」と記されています。

ハクシオンレターはまだわずか 322 号ですが、どんな多難な時代を迎えようとも神戸新聞のように止まらず歩みを続けたいと、改めて思いました。記念すべき 45000 号には興味深い記事が沢山あったのでここで紹介したいと思います。

○ 3 頁 トレンド「ネットで転職、近づく天職」

転職に覚悟や準備はもう要らない。求人広告への応募などとは異なる新たな仕事探しのスタイルが浸透。採用担当者から勧誘（スカウト）メールが直接届いたり、社員が匿名で所属企業の評価を投稿するサイトで候補を下調べできたり...と心理的ハードルの低さも手伝い利用は急拡大している。意外な会社からのスカウトがあったり、転職先の社風に不安も多いが下調べでミスマッチも解消できたりと企業側・求職者側にとっても有効な手段となっている。（自社の評価サイトがどうなっているか気になりますよね）

○ 20 頁 はりま経済新聞「社員 9 人全員が溶接資格を取得」

姫路市大津区の金属加工業「江洲工業所」では、溶接職人の人手不足をきっかけに社長が「みんなで資格取得に挑戦しよう」と提案。女性の設計スタッフ・ベトナム出身の技能実習生・社長の奥さんら、溶接工以外も全員資格取得を目指すことになった。社内の職人が講師役となって勉強会を開き、数か月間実技の練習を重ね、試験を受け全員合格！「全員の資格取得は、より質の高い製品を作れるという強いアピール材料になる」と手応えを語る。（人手不足だから職人を増やす...ではなく、職人以外も資格を取って溶接を理解することでより良い製品づくりにつながるとともに、試験合格に向かって一緒に勉強したり練習したりすることが会社の一体感・団結力にもつながると思いました）

○ 夕刊 7 頁 NEWS PICKUP「水だけで汚れ落ちる皿開発」

節水製品を手掛けるベンチャー「DG TAKANO」が表面に特殊加工を施し、水ですすぐだけで油汚れが落ちる皿を開発。「世界的な水不足という問題に、洗うものと洗われるものの両面から商品開発に取り組みたい」としている。平皿や小鉢など 4 種類で 1 セット 1 万 3800 円。（夏のボーナスで節水と家事の負担軽減にいかがでしょうか？初期投資は必要ですが、水だけで油汚れが落ちるなんてお財布にも環境にもやさしいですね）

以上令和 5 年 6 月 21 日神戸新聞記事より ②決して神戸新聞の回し者ではございません



株主の権利とは

株主の権利には、大きく分けて「自益権」と「共益権」の2つに分かれます。

「自益権」とは、株主自身の経済的利益のために認められた権利で、配当を受け取る権利に相当する「利益配当請求権」などが該当します。

「共益権」とは、会社経営に参加し、会社の管理運営に関与する権利で、例えば「議決権」などが該当します。

また、株式にはすべて同じ内容の権利があり、株主はそれぞれの持ち株数（または議決権数）に応じて権利を持ちます。これが「株主平等の原則」です。

優先株、劣後株、議決権制限株式など、いわゆる「種類株式」が発行されている場合は異なる権利の株主が存在しますが、同じ種類の株式の間では、平等が要求されます。

一方で、上述の「共益権」に関連して「経営権」という言葉があります。

「経営権」は法律で定められていませんが、一般的には議決権の割合で判断され、議決権のある株式の1/2超を保持している際に経営権を有しているとみなされます。

またさらに2/3以上を保持していると、特別決議という、より経営に関する重要事項を単独で可決出来ることとなります。これは経営権を上回る権利であることから「支配権」といわれています。

中小同族企業では、「社長 = 100%株主」というケースも多いですが、複数の株主がおられる場合には、会社法上、意思決定のために必要な持ち株比率は下記のようになっています。念のためご確認ください。

持ち株比率	株主の権利
1株以上	議事録閲覧権 株主代表訴訟
1%以上	株主総会における議案提出権
3%以上	主総会の招集、会社の帳簿等、経営資料の閲覧ができる
33.4%以上 (1/3超)	特別決議を単独で阻止することが可能
50.1%以上 (1/2超)	株主総会の普通決議ができる 役員報酬の変更、剰余金の配当などの事柄を単独で可決できる
66.7%以上 (2/3超)	株主総会の特別決議ができる 取締役の解任、定款変更、合併や解散など、会社経営に関する重要な事柄を単独で可決できる
100%	全て自分の意思で決定することができる

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____



労務

新型コロナ5類移行後の労務管理など

5月から、新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」に引き下げとなりました。とはいえ、感染者は増加傾向にあるとニュースで取り上げられています。それらを踏まえ、今後の労務対応などご説明します。

感染時、個人の基本的な対応（政府推奨）

- ・発症後5日経過、かつ症状軽快から24時間経過まで外出を控える。
- ・発症後10日が経過するまでは、マスクを着用、高齢者等との接触は控える。（外出自粛の要請はなし）

従業員が感染したときの、会社の対応

- ・法的に就業禁止義務はないので、会社の就業規則等で対応。
- ・会社命令で就業禁止とした場合は、休業手当の支給が必要（平均賃金の6割以上）

まとめると、

欠勤：傷病手当の申請可能

有給を使う

特別有給を付与：他の感染症との線引き（付与基準）が必要

会社の判断により就業を禁止：休業手当が必要

（軽度の場合）テレワークなど在宅出勤で対応

医療費

- ・治療費は、健康保険が適用され、1割～3割の自己負担（入院・外来・PCR検査）
- ・ワクチン接種は、引き続き無料。

保険給付・補助金など

- ・傷病手当を申請する場合、臨時的に医師の証明が「不要」だったが、「必要」に変更。
- ・「小学校休業等対応助成金」は終了したが、引き続き「両立支援等助成金」で対応。
- ・特に医師、看護師、介護業務従事者は、労災の対象となる場合がある。
- ・ワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者収入確認特例は、R6.3まで延長。

（記事担当：社会保険労務士 小山雅広）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX

不動産のご購入はいかがですか？



不動産購入のポイント



- ◆ 追加の相続税対策が見込める
- ◆ 必要経費を見直し、所得税対策が見込める
- ◆ 株式等、金融資産を賃貸住宅に換えることで資産の圧縮が期待できる
- ◆ 信託財産として賃貸住宅を購入することで遺産分割の対象外の資産にできる
- ◆ 将来のための不労所得が見込める



尾上会計事務所は、TKC全国会を通じて、大和ハウスグループと業務提携しております。